

## 静岡地方裁判所委員会（第51回）議事概要

### 第1 日時

令和6年5月27日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

河合隆晴、北嶋小枝、小林充、小松一徳、近藤真、杉田直樹、鈴木重治、永渕健一、日野直子、村松正博、吉田博紀（五十音順、敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所民事首席書記官、同事務局長、静岡簡易裁判所裁判官  
（事務局）

静岡地方裁判所刑事首席書記官、同次席書記官、同事務局総務課長、同総務課課長補佐、同会計課長、同総務課庶務係長

### 第4 議題

民事調停制度の活用を促す方策について

### 第5 議事

#### 1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

#### 2 新任委員からの自己紹介

#### 3 前回テーマ「若手の活力を生かす方策について」のフォローアップ

##### (1) 説明

##### (2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

● 先ほどスライドを見ていただきましたけれども、裁判所の建物としてはあまり代わり映えしないと思ったかもしれませんが、私のように三十何年裁判所にいる者からすると、壁を薄緑色にしたり、カーテンはちょっと明るい色にしたりと、若手職員に選んでもらったのだなあと感じております。私たち世代であれば、もっと暗いものを選んでしまいそうです。そのあたり、違

うなあと実感します。

- 予算が決まっているため、選べるものと選べないものがあると思いますが、今回は、予算上可能なものをリストアップしたカタログなどを用意して、若手の方々に選んでもらったということでしょうか。

△ おっしゃるとおり、サンプルから選択したものです。

#### 4 議題についての説明及び意見交換

- (1) 説明者からの本日のテーマについての概要説明等

- (2) 質疑応答及び意見交換

(○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等)

- 説明の中で、調停が成立しなかった場合には2パターンあるというお話でした。どこが分かれ目なのか確認させてください。

- 調停に代わる決定になるかならないかという話ですね。これは、調停期日を何度か重ねたのち、当事者双方の意見等一切の事情を考慮し、調停委員会で相当と認める場合に調停に代わる決定をすることがあります。例えば、今回の模擬調停のように16万円の敷金返還を求める事案において、貸主が10万円までなら譲歩できると言い、これに対し借主は8万円までしか支払えないと言っているような場合に、その中間である9万円を支払う内容の調停案を調停委員会から提示しても、当事者として感情的に受け入れられないといったことがあります。こういった場合に、9万円を支払う内容の決定を裁判所が出し、その決定に異議が出なければ、この内容で調停が成立したことになります。ただし、当事者のどちらか一方からでも異議が出された場合は調停不成立となります。

- ということは、最終的には、当事者双方が「これでいいです。」と言わない限りは調停不成立となるということでしょうか。

- 「これでいいです。」といった明確な意思が示されなくとも、決定に対して積極的に異議を出さない限り、その内容で確定するというものです。

- 1点確認なのですが、本日のテーマが、民事調停制度の活用を促す方策ということですので、調停制度が現状どの程度活用されており、裁判所としてはどの程度まで件数を上げていきたいというものが具体的にあるのかどうか、教えてください。

△ 裁判所として事件数の目標があるわけではありません。ただ、調停手続を知

らないがために利用されていないという状況があるのであれば、これを是正していかななくてはならないと考えていますので、話し合いによる解決を必要としている方々にとって、調停手続がその選択肢の一つとなるような環境の実現を目指しているものです。

- 調停手続の申立件数や成立率等は、どのようになっているのでしょうか。
- △ 昨年一年間の静岡管内における民事調停事件について、申立件数は630件程度でした。そのうち、約32%が調停成立により、約17%が調停に代わる決定により終局しております。これらを合わせると、約半数が双方の合意により終局していると言えます。これらの外、約17%が取下げにより、約33%が調停不成立により終局しております。
- 窓口対応のロールプレイを見ていて思ったのですが、こういうことを裁判所に尋ねに行けること自体を私は知りませんでした。裁判所にこういうことを尋ねてよいということを知らない方もいるのではないのでしょうか。少なくとも私は、何かあったときの相談相手は弁護士さんしかいないと勝手に思い込んでいた節がありました。弁護士さんのところに相談に行かなくても、まずは裁判所で、そもそもどんな手続があるのかを教示してもらえということをお願いしても良いのではないのでしょうか。弁護士さんしか相談先がないと思うと、心理的にハードルが高く感じる方もいらっしゃると思います。裁判所であれば、もう少しハードルが低く感じてくれる方も一定数いるのかな、と感じました。
- 申立件数の約630件のうち、訴訟に移行した件数を把握していますか。
- △ 申し訳ありませんが、把握しておりません。
- 本日はロールプレイ等、ありがとうございました。私自身、裁判所に行ってこんなに丁寧に教えてくれるということを知りませんでした。説明の中で、裁判所は「こうした方がいいですよ。」などと案内できないために冷たいと感じられてしまうというお話もありましたが、何とかならないかなという思いもありつつ、難しいのだろうと感じました。

雑談ですが、今回の模擬調停のテーマである敷金返還に係る案件は、私のような転勤族にはとても心に響くテーマでした。二、三年に一度はこのような契約を結んでおります。敷金等に関する国交省のガイドラインの存在も知った上で契約書を読んで契約していますが、今回の模擬調停は第1回までしかありま

せんでしたが、契約書の特約について今回の調停がどのように進行するのか、知りたかったところでした。

雑談は置いておいて、先ほどのピーアールの話に戻ります。5分の動画の中で、民事調停という手続については過不足なく説明されていたと思いますが、他の委員もおっしゃっていたとおり、まず、裁判所は手続について教えてくれるんだよということにも触れていたほうが良かったのではないかと思います。また、調停不成立と調停に代わる決定についてさらっと説明されていましたが、こういうところを知りたいのではないかと思います。やってみたはいけど、どのくらい成立するものなのか、成立しなかった場合はどうなるのか。例えば、3分の1程度は成立していることなど、言える範囲でよいので説明したほうが、多いと感じるか少ないと感じるかはそれぞれでしょうが、利用者の判断材料になるのではないのでしょうか。

最後に、動画に音がなく、淡々と進んでいたの、見る方にとってはとっつきにくく感じるだろうと思います。ユーチューバーの作るような劇的な音楽を入れるようなことを求めているわけではありませんが、例えば、静かな音楽を流してみたり、テーマが変わったときに音楽を変えたりするなどの簡単な工夫で良いので、予算等の制約はあるでしょうが、見てもらう工夫を、簡単などころからやってみると良いのではないのでしょうか。

- 行政の立場からすると、調停手続はあまり使いません。調停案をもらった場合、議決にかけないといけないのですが、議決を経るには、この調停案で本当に良いのかどうかを、いろんなどころに説明して回る必要があります。この点、判決であれば裁判所の判断が出ますので、説明が不要であるということになります。また、訴訟手続の中で裁判官から和解案が出されたのであれば、この案を受け入れないとより不利な判決が出るということになりますという説明もできます。調停となると、任意性が強いので、説明が大変であり、行政としては使い勝手が悪いのかな、と感じました。
- 確かに、個人間の場合と、一方が組織の場合とで、使い勝手が違うんですね。組織なら、当然、他の者の同意を得るプロセスが必要ですからね。
- 私は、調停手続のほか、訴訟、少額訴訟及び支払督促の全てを経験したことがあるのですが、少額訴訟では控訴できないことがあまり周知されていないこ

とは問題ではないかと考えております。裁判とは三審制だと思っていたので、これは何かのときに説明を入れたほうが良いのではないかと思います。ある事案で、少額訴訟では異議申立てしかできず、異議申立てを行っても同じ裁判官が担当するということが初めて知りました。同じ裁判官が担当して、判決が本當にひっくり返るのか、当事者にとっては非常に疑問です。結果的に、この事案では通常訴訟を選択しました。結果、一審では敗訴しましたが、控訴したところ、地裁で勝訴的な和解をすることができました。

弁護士さんに相談した際、少額訴訟をやったことがないのでよく分からないといわれたこともあります。パンフレットに、通常訴訟と少額訴訟との不服申立手続の違いについて、説明を入れたほうが良いのではないかと思います。

○ 行政も外向けにホームページを作成するなど色々な周知をしますが、何層も見に行かないと、自分が見たいページまでなかなかたどり着けないというのが課題だと感じております。一方で、民生委員さんや自治会さんによる口コミは大きな力を持つことが多いとも感じます。自治会の大きな会に出向いて周知するなどの方法が有効と感じる場面もあります。出向いて説明する方法はどうしても労力がかかるので、かける労力と効果とを検討する必要はあるものの、検討してみてもどうかと思いました

○ さきほど、見せる工夫という話がありましたが、確かに、裁判所のホームページをみると「固いな。」と思ってしまいました。裁判所なので、柔らかくなくてもいけないということは分かりますが。どうしても、正確なものを目指そうとすると、文字情報が多くなってしまいます。しかし、利用者が、その中から自分の必要な情報を拾うのは大変です。

例えば、私が勤めている大学の広報誌について、昔は文字が多いものでした。しかし、最近では、文字が多い広報誌を作成してもあんまり効果がないということがある程度わかってきました。実際に、入学してきた学生や保護者に話を聞いてみると、ああいうのはホームページにいくためのトリガーになるものだけ載せてあればよくて、自分の知りたい情報はここに行けば載っているということが分かればよいのだと。そういう意味では、パンフレットのようなもので十分で、冊子になっている必要はないのでしょうか。

どこの市町村もたくさんの情報を載せないといけないから、どうしても検索

性が悪くなり、目当ての情報にたどり着くために何階層もいかないとなどり着かない構造になりがちですが、プロのアイデアを借りながら、どうやったら市民の方々の検索性を向上させることができるのか、考えてもらうのもよいのではないかと思います。

- 調停手続という言葉は知っていましたが、実際にどのように行われるのかわかりませんでした。今回のようなロールプレイをここだけでやるのはもったいないと思います。これから大学に行って家を借りる学生さんたちを対象にロールプレイの実演をやってみるのも良いのではないのでしょうか。
- 過去に、高校生を対象に模擬裁判を行っているという話を聞きましたが、このような方法を一つのバリエーションとして、外に向けて発信していくのもいいのかもしれないですね。
- 質問です。訴訟ですと事実確認や証拠調べを裁判官が入念に行いますが、調停手続でも同様に、証拠調べのようなものは入念に行うのでしょうか。
- 話合いのみで双方が納得できれば、そのまま合意に至るケースもありますが、必要に応じて証拠を出していただき、調停委員会で検討して、これらを踏まえて調停案を示すことはあります。ただし、調停委員会としては、事実関係を最終的に決めきることはできませんので、調停に代わる決定を出したとしても異議が出れば効力を失うということにはなりません。裁判よりは柔軟な解決ができる場面が多い、ということです。
- 先ほどの模擬調停では、申立人側は代理人である弁護士が、相手方は本人が出頭していました。一方が代理人でもう一方が本人の場合、いわば法律のプロと素人とが調停の場に臨む、ということになりますが、そういうものだという形で制度設計されているものなののでしょうか。
- お答えになっているか分かりませんが、民事訴訟であっても同様のケースがあります。どうしたら良いでしょうかと聞かれる場面では、裁判所として、こうした方が良いとは言えませんので、書記官等が弁護士に相談することなどを促しているのだと思います。
- 調停という言葉自体は、小学校か中学校の社会科の授業で習ったような記憶があります。

裁判というものは、メディアの中で、審理開始前の映像が映ったり、法廷の

中の絵が映ったり、ドラマや映画で法廷のシーンが映ったりすることがありますが、調停というものがどのようなものなのかということは、言葉は学校で習っていたとしても、裁判ほどには知る手掛かりがない。調停とは、実態としてこういうものであり、このように進行するものなのだとすることを、何らかの形で皆が見れるように、調停に興味を持った人が知ることができる用意があると、調停という選択肢が市民の方に増えるのではないかという印象を持ちました。

- 賛成です。本日の模擬調停を、裁判所のホームページに掲載したら、また違うのではないかと思います。調停委員の先生方によって進め方は大分違いますが、基本的な流れはこうですよということで掲載すると、そういうものなのかということで、調停を申し込みやすくなるのではないかと思います。本当に一件一件違うので、例えば1回目から和解ができるかと聞かれたようなこともありました。調停というものがどのようなものかが分かれば、安心とまでは言わないまでも、申し立てやすくなるのではないのでしょうか。
- 私は、民事調停委員、家事調停委員のいずれの経験もありませんが、ウェブ調停の制度は利用者としては大変ありがたいと思っています。調停は話し合いの延長ですから、相手のいるところに行き話し合いをするものだとすることで、調停では基本的に相手方の住所が管轄になっていて、申し立てる側が遠くの、相手方の所に行かなくてはならないというのが負担でした。今回の事例のような賃貸借契約の解除等の事案の場合、当事者の一方が遠くに行っているという場合もあります。このようなときに、相手方の所に行かなくてはならないために、調停手続を躊躇することがあります。このような事案でなくても、遠隔地の裁判所に行くとなると、当事者の負担にもなるので、あえて訴訟を選択して、遠隔地の裁判所に出向かなくてよいようにすることもありました。しかし、今回ウェブ調停が可能になったことによって、このような難点がなくなったということは、非常にありがたいことだと思っています。本日配布してもらったリーフレットの改版の際にでも、ウェブ調停が可能であることを盛り込んでいただくと、利用者にとって大変な福音だと思っています。

ウェブ調停の実績を教えてくださいと参考になるのですが、いかがでしょうか。

△ 実情として、令和6年5月7日から運用開始ということもあり、静岡県内では実施した例があると聞いているものの、静岡簡裁で実施した実績は今のところありません。

● 民事調停では今月から運用開始したばかりですので、どのように運用していくかを考えながらやっているというところですから、現時点における実績としてはそんなに多くないということですね。一方、家事調停については、もう少し前から始まっているんですね。

● 裁判所によって導入時期が異なるのですが、家庭裁判所では1年以上前からウェブ調停が導入されております。利用率については、私は把握いたしかねているところなのですが、それなりの件数利用されているようです。

○ ウェブ調停を利用するためには機材が必要なようですが、当事者双方が、それぞれ近くの裁判所の専用機材を用いてウェブ調停を利用するのでしょうか。

● 当事者の方については、当事者御自身がお持ちのものを利用していただくのが原則です。弁護士事務所であれば事務所のパソコン等を、個人であればその方がお持ちのパソコン等を利用していただく想定です。

○ ウェブ調停を利用する場合、専用のアプリをインストールする必要があるのでしょうか。

△ 簡裁ではWebexというソフトを使用します。イメージとしてはZOOMに近いソフトで、これを御本人さんや弁護士さんのパソコンやスマホ等に入れてもらって、事件ごとにパスワードを設定して利用します。

## 5 次回テーマ

「事務の標準化を進める上での隘路とそれを解決する方策について」

## 6 次回期日の調整

追って調整（令和6年11月頃を予定）

## 7 任期満了を迎える委員の挨拶